

地域森林計画とは？

全国森林計画に即して、都道府県知事が全国 158 の森林計画区の民有林について、5年ごとに 10 年を1期として立てるものである。

対象となる民有林は、自然的経済社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる森林である。

注) 地域森林計画の対象であるかどうかは、佐世保市農林整備課、又は県北振興局林業課まで、お問合せください。